

項番	書類名	質問項目	質問事項	回答事項
9	募集要項	P8 第2 4 (3)	貸与いただいた敷地測量図について、現況図・求積図・真北測量図・高低測量図・樹木調査図はございませんでしょうか。あれば貸与いただけないでしょうか。	資料はありません。
42	仕様書	P5 第1 3(3)	敷地北東角に防火水槽があるようですが、こちらは撤去と考えてよろしいでしょうか。また代替措置は不要と考えてよろしいでしょうか。	撤去は可とします。代替措置をすることが望ましいと考えています。現状の防火水槽は40 t です。
43	仕様書	P5 第1 3(3)	エ.道路状況について 各道路の建築基準法上の種別をお教え下さい。	松田町から神奈川県へ道路事前相談を提出した後、判定結果に基づき回答いたします。
44	仕様書	P5 第1 3(3)	道路幅員の記載がありますが部分的に4m幅員がない状況です。4m未満の部分の拡幅は道路中心より2m後退でよろしいでしょうか。	松田町から神奈川県へ道路事前相談を提出した後、判定結果に基づき回答いたします。
48	仕様書	P10 第2 1 (2)	都市計画法について、4mに満たない道路を道路中心から2m後退する行為は開発許可の対象にならないと考えて宜しいでしょうか。	4mに満たない道路を道路中心から2m後退する行為は、都市計画法上の開発行為の対象とはなりません。
63	仕様書	P29 第2 4 (38)セ	南側道路に面する部分は約1.5mセットバックし歩道を整備するとありますが、これは開発許可に該当しないと考えて宜しいでしょうか。	本事業とは別事業（町道3号線道路改良事業）で整備する計画のため、都市計画法上の開発行為の対象ではありません。